

インドネシア共和国

運輸大臣

輸送手続サービスの実施と事業に関する

インドネシア共和国運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号 (PM78 号・PM146 号改正入れ込み版)

唯一なる神の恩恵のもとに

インドネシア共和国運輸大臣は

- a. 政令 2011 年第 22 号へと改正された海運に関する政令 2010 年第 20 号第 121 条の規定を実施するため；
 - b. 上記 a 項の意図する検討事項に基づき輸送手続サービスの実施と事業に関する運輸大臣規則を制定する必要があることを検討し、
 1. 地方行政に関する法律 2014 年第 23 号 (インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国追加官報第 4437 号)；
 2. 航海に関する法律 2008 年第 17 号 (インドネシア共和国官報 2008 年第 64 号、インドネシア共和国追加官報第 4849 号)；
 3. 政府と自治地域としての州の権限に関する政令 2000 年第 25 号 (インドネシア共和国官報 2000 年第 54 号、インドネシア共和国追加官報第 3952 号)；
 4. 港湾に関する政令 2009 年第 61 号 (インドネシア共和国官報 2009 年第 151 号、インドネシア共和国追加官報第 5070 号)；
 5. 政令 2011 年第 22 号 (インドネシア共和国官報 2011 年第 43 号、インドネシア共和国追加官報第 5208 号) へ改正された海運に関する政令 2010 年第 20 号 (インドネシア共和国官報 2010 年第 26 号、インドネシア共和国追加官報第 5108 号)；
 6. 直近で大統領規則 2014 年第 13 号 (インドネシア共和国官報 2014 年第 24 号) へ改正された国務担当省の設立と組織に関する大統領規則 2009 年第 47 号；
 7. 数回改正され、直近で大統領規則 2014 年第 14 号へ改正された国務担当省の地位、任務、役割および国務担当省のエセロン I の役割に関する大統領規則 2010 年第 24 号；
 8. 運輸大臣規則 2013 年第 PM68 号へ改正された運輸省の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2010 年第 KM60 号；
 9. 主要港長事務所の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM34 号；
 10. 主要港湾当局事務所の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM35 号；
 11. 港湾事務所と港湾当局の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM36 号；
 12. 海運の実施と事業に関する運輸大臣規則 2013 年第 PM93 号；
- を鑑み、

輸送手続サービスの実施と事業に関する

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

インドネシア共和国運輸大臣規則
を制定することを決定する。

第一章
総則

第1条

この規則における用語は以下の通りである：

1. 船舶(Kapal)とは、特定の形状と種類の水上の車両であり、風力、機械動力、その他のエネルギーで動き、牽引または曳航するもので、動力で運搬する車両、水面下の車両、および移動しない船艇類と水上構造物を含む。
2. 航空機(Pesawat Udara)とは、航空に使われる地表に対する空気抵抗ではなく、空気抵抗からの浮力により大気圏を飛行できる機械または装置のことである。
3. 鉄道(Kereta Api)とは、動力による鉄道設備のことで、自力で動くものと他の鉄道設備と連結して鉄道の運転に係るレールの上を動く、または動いているもののことである。
4. 原付車両(Kendaraan Bermotor)とは、レール上を動く車両以外の、エンジンの機械的装置により動く車両のことである。
5. 港・港湾(Pelabuhan)とは、特定の境界のある陸地および／または水域から成り立ち、船舶の寄港、乗客の乗降、および／または荷物の積み下ろしの場所として使われる行政活動および事業活動の場所であり、航行や港の周辺活動の安全・セキュリティ設備が備わったターミナルや船舶の停泊場所および一貫輸送乗り換えの場所である。
6. 主要港(Pelabuhan Utama)とは、国内および国際海運活動を提供すること、大量の国内および国際海運の積み替えを基本活動とする港で、乗客および／または貨物の出発地および目的地、かつ州の間を結ぶ輸送地のことである。
7. 集積港(Pelabuhan Pengumpul)とは、国内の海運活動を提供すること、中程度の量の国内海運の積み替えを基本活動とする港で、乗客および／または貨物の出発地および目的地、かつ州の間を結ぶ輸送地のことである。
8. フィーダーポート(Pelabuhan Pengumpan)とは、国内の海運活動を提供すること、限定的な量の国内海運の積み替えを基本活動とする港で、主要港と集積港のフィーダーであり、乗客および／または貨物の出発地および目的地、かつ州内を結ぶ輸送地のことである。
9. 空港(Bandar Udara)とは、特定の境界のある陸地および／または水域から成り立ち、航空機の離発着や乗客の乗降、貨物の積み下ろし、および一貫輸送乗り換えに使用され、航行の安全・セキュリティ設備や基本および副次的ファシリティが備わった場所のことである。
10. 鉄道駅(Stasiun Kereta Api)とは、汽車の出発や停車、乗客の乗降、貨物の積み下ろし、およびその他の鉄道のオペレーションに必要な区域と建物のことである。
11. 内陸港(Pelabuhan Darat)とは、陸／内陸にある港ではあるが海港と関連していて、陸上輸送車両が関わっている輸出入先としての港のことである。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

12. ターミナル(Terminal)とは、一般原付車両基地であり、乗客や貨物の往来、乗降や交通機関の乗り換えを調整するために利用される。
13. 貨物(Barang)とは、船舶、フェリー、汽車、原付車両、航空機によって輸送され、積み下ろされるすべての商品のことであり、動物や植物もこれに含まれる。
14. 貨物輸送書類(Dokumen Angkutan Barang)とは、輸送手続きサービス業者が海および河川・湖輸送、連絡輸送、陸上および航空輸送機関を利用する運送、荷受け、宅配輸送手続きに使用する書類のことである。
15. 貨物発送サービス(Jasa Pengurusan Transportasi/ *freight forwarding*)とは、荷主の利益を代行して陸上輸送、鉄道輸送、海運、空運による貨物の輸送および受領の実施に必要なすべての活動の手続きを行うための事業であり、輸送、受取、積み下ろし、保存、仕分け、梱包、マーキング、測定、計量、書類の終了手続、輸送書類の発行、輸送スペースの予約、物流のマネジメント、輸送費の計算、費用およびその他の必要経費の請求、情報・コミュニケーションシステムの提供、ロジサービスがこれに含まれる。
16. 輸送手続きサービス企業(Perusahaan Jasa Pengurusan Transportasi, PJPT)とは、陸上輸送、鉄道輸送、海運、空運による貨物の発送と受取を実行するために必要な全ての活動の手続きを実施する企業体のことである。
17. 国内海上輸送業者(Perusahaan Angkutan Laut Nasional)とは、インドネシアの法人格を持つ会場輸送業者のことであり、インドネシア国内水域および／または海外向けおよび海外からの海上輸送活動を実施する。
18. 水域における輸送(Angkutan di Perairan)とは、船舶を利用して乗客および／または貨物の輸送および／または移送活動のことである。
19. 航空輸送・空運(Angkutan Udara)とは、航空機を使用して片道、または一つの空港から他の空港または複数の空港へと乗客、貨物、および／または郵便を輸送する各活動のことである。
20. 輸送(Angkutan)とは、交通道路における車両を利用してある場所から他の場所へ人および／または貨物を移動させることである。
21. 企業体(Badan Usaha)とは、輸送手続きサービスの分野で設立された国営企業体、地方所有企業体、または特別なインドネシア法人格のことである。
22. 港湾管理者(Penyelenggara Pelabuhan)とは、主要港湾当局および港長港湾当局(KSOP)および港湾実施者ユニットのことである。
23. 港湾当局(Otoritas Pelabuhan/ *Port Authority*)とは、港湾において商用の港湾活動の整理、調整、監督を実施する役割を持った港湾における政府機関のことである。
24. 港長港湾当局(Kesyahbandaran dan Otoritas Pelabuhan)とは、運輸省海運総局の下にあり同総局に責任を持つ専門的実施ユニットのことであり、航海の安全・セキュリティの監督および法的執行、港湾における行政活動の調整、商用の港湾における活動を整理、調整、監督を実施する任務を持つ。
25. 港湾実施ユニット(Unit Penyelenggara Pelabuhan)とは、港湾における政府機関で、港湾活動の整理、調整、監督の実施、まだ商用でない港湾における港湾サービスの提供を実施する任務を持つ。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

26. 大臣(Menteri)とは、運輸大臣のことである。
27. 総局長(Direktur Jenderal)とは、海運総局長のことである。
28. 州知事(Gubernur)とは、地方自治に関する法規に定められた地方の州政府の首長のことである。

第二章 運送手続サービス事業活動

第2条

- (1) 運送手続サービス事業活動とは陸上輸送、鉄道輸送、海運、空運による貨物の発送と受取を執行するために必要な分野における事業活動で、以下の活動を含む：
- a. 傷みやすさの性質、危険物、費用、時間、経由地および安全性を検討して貨物の輸送に最も適したルート調べて計画すること。
 - b. 気候、場所、重量、貨物の性質と費用、最終目的地までの貨物の輸送および倉庫保存を検討し、それに適った梱包を調整すること。
 - c. 外航利用運送業者(Non Vessel Operator Common Carrier/ NVOCC)として陸上輸送、鉄道輸送、海運、空運の契約交渉と輸送手続を行い、積荷の混載を行うこと。
 - d. 商業上の慣習と条件に従って文書と国際規則と海外の財務制度に合った特別な梱包を入手、精査、準備すること。
 - e. 単独で輸送を行うと効率的ではない比較的数量の小さい貨物の荷主に対し、費用がより安価で安全な解決策を与えるべく空運、海運、道路／鉄道輸送を通じた混載サービスを提示すること。
 - f. 貨物発送人／受取人の依頼に基づきプロジェクトカーゴ輸送やターンキープロジェクトなどを含んだ特別なサービスを提供すること。
 - g. 荷主のニーズに合った貨物の移動のために第三者との連絡役として行動すること。
 - h. 貨物の保険に関する事項の手続を行うこと。
 - i. IT 接続の解決策と電子データ交換(EDI)を提示すること。
 - j. クライアント／荷主名義の輸送費およびその他の費用の支払い、または支払いの請求を調整すること。
 - k. 貨物をリアルタイムで追跡することができる電子商取引(E-commerce)や衛星システムを用いたインターネット技術を提供すること。
 - l. 急を要する貨物、傷みやすい貨物、および高価な貨物の輸送のために航空輸送を手配し、宅配のリスク管理を行うこと。
 - m. 容量が大きい、またはプロジェクトのサイズや活動を超える貨物輸送のために陸上輸送、鉄道輸送、海運、空運による積荷のスペースの貸借を手配すること。
 - n. 税関手続を経る貨物および複雑な非関税障壁を経る貨物を効率的かつ効果的に輸送するために全世界において税関との仲介人として行動すること。
 - o. 家畜、食品および薬品の商品の発送／受取における特別な貨物輸送を手配すること。
 - p. クーリエサービスと持ち込み特別貨物を手配すること。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- q. クライアント／荷主、同僚と第三者と協力して時間通りに貨物が発送／受取できるようにすべく、オペレーションが順調にいくように確認する。
 - r. 生産管理や統計分析および単位当たりの費用を含む貨物の流れの全ての段階においてコミュニケーションとコントロールを保つこと。
 - s. 取り扱い貨物の書面および電子文書による貨物輸送の書類を発行、手配、アレンジすること。
 - t. 輸出入に関する税関および税務分野のコンサルタントとして行動すること。
 - u. 現行の関連法規、全世界の物流に影響を与えうる政治状況および様々な要因についてのコンサルタントとして行動すること。
 - v. 市場のニーズ、新しい市場の機会、競合者の状況、輸出戦略、有益な貿易契約についてサービス利用者／クライアントのコンサルタントとして行動すること。
 - w. 国際市場に流通する原材料、中間財、および様々な種類の産業製品コンテンツの物流サービスやマネジメントを提供すること。
- (2) 第(1)項の意図する輸送手続きサービス事業活動は、輸送手続きサービス事業のために特別に設立された事業体を実施する。
- (3) 荷主は陸上輸送、鉄道輸送、海運、空運による貨物の発送と受領を行う同地の輸送手続きサービス企業を指名しなければならない。

第三章 輸送書類

第3条

- (1) 輸送手続きサービス企業は外航利用運送業者(NVOCC)として現行法規と国内および国際貿易業界の慣習に合った書類を発行する。
- (2) 貨物の発送／受取および流通において輸送手続きサービス業者が発行、手配、アレンジする書面および電子文書による貨物輸送の書類は以下のようなものがある：
- a. 貨物受領証(Forwarders Certificate of Receipt)；
 - b. 貨物輸送証明書(Forwarders Certificate of Transports)；
 - c. FIATA 複合輸送証書(FIATA Combined Transport Bill of Lading)；
 - d. フォワーダー貨物預かり証(Forwarders Warehouse Receipt)；
 - e. 関連事業団体が登録したハウス船荷証書(House Bill of Lading)；
 - f. 関連事業団体が登録したハウスエアーウェイビル(House Air Waybill)；
 - g. 幹線道路、鉄道、海運・空運によって荷物を輸送する契約における各関係者の責任と義務を定めた輸送オペレーターとフォワーダーが利用する貨物輸送書類(Dokumen Angkutan Barang: DAB)；および
 - h. 輸送に二つまたはそれ以上の輸送方式を用いて国境を超える場合において、FIATA 加盟会員が輸出業者、輸入業者、および送付先国のマルチモーダル輸送業者に宛てた貨物輸送契約証明書としての書面または電子文書による FIATA 複合船荷証書(FIATA

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

Multimodal Bill of Lading)。

第 4 条

- (1) 輸送手続きサービス企業は国内に支店オフィスを設立することができ、海外の代理店を指定し協力することができる。
- (2) 輸送手続きサービス企業の支店オフィスの設立は法規に合致し、当該地方の条例に合わせなければならない。

第 5 条

輸送手続きサービス活動を実施できるようにすべく、当該州知事の発行する輸送手続きサービス企業営業許可を取得することが義務付けられる。

- a. 国内企業の輸送手続きサービスは当該州知事；および
- b. (合弁企業) 及び外国投資企業の輸送手続きサービスは投資調整庁

(第 5 条 a. 及び b. の条文は、運輸大臣規則 2015 年第 146 号にて追加)

第四章

輸送手続きサービス営業許可の条件

第 6 条

- (1) 第 2 条(2)項の意図する貨物の発送および受取事業活動を行う輸送手続きサービス企業は輸送手続きサービスの営業許可を取得することが義務付けられる。
- (2) (1)項の意図する輸送手続きサービスの営業許可とは、企業所在地の州知事が付与したものであり、当該企業が事業を行っている間インドネシア全土において有効なものである。

(第 6 条第 2 項の条文の一部は、運輸大臣規則 2015 年第 146 号にて削除)

- (3) (2)項の意図する営業許可は以下の条件を満たしたうえで付与される：
 - a. 事務手続き条件；および
 - b. 技術的条件。
- (4) (3)項 a 号の意図する事務手続き条件には以下が含まれる：
 - a. 企業の設立証書があること；
 - b. 企業の納税者番号があること；
 - c. 企業所在地証明書があること；
 - d. 責任者がいること；
 - e. 最低資本金 250 億ルピアで、少なくともその資本金の 25%は払い込みをし、公式な払込証明書によりその全額を払い込む、または公認会計士事務所が監査していなければならない。
 - f. 少なくとも航海／海洋／航空／運輸／IATA Diploma／FIATA Diploma の分野で D III、税関／港湾専門の証書を持ったロジスティックの学士(S1)を持ったインドネシア人専門

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

家。

- g. 企業所在地証明があること；
- h. 当地の港湾管理者および輸送・ロジ手続きサービス分野の業界団体からの書面による推薦書／意見書があること。
- i. (4)項 e に記載された払込資金がより小さい事業体は政府が公認した関連事業団体からの推薦書を取得していなければならない。

(第 6 条第 4 項 i. の条文は、運輸大臣規則 2015 年第 78 号にて追加)

訳註) 第 6 条第 4 項 i. の条文について

運輸大臣規則 2015 年第 74 号の改正令となる同 2015 年第 78 号にて、第 6 条第 4 項 i. の条文が追加されたが、さらにその 78 号の改正令となる同 2015 年第 146 号では、この第 6 条第 4 項 i. は記載されていない。(明示的に「削除」との記載もないため、その主旨は不明)

(5) (3)項 b 号の意図する技術的条件には以下が含まれる：

- a. オフィスを所有している、および／または掌握していること；
- b. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運／海運／空運／鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること。

第 7 条

- (1) 共同企業体（ジョイントベンチャー）および外国投資企業により輸送手続きサービス事業を行う場合、投資調整庁が決定する企業所在地の州知事が付与した営業許可を有することが義務付けられる。
- (2) 外国投資企業の地位を有する輸送手続きサービス企業は大臣と関連政府機関に報告登録することが義務付けられる。

(第 7 条の条文の黄色ハイライト部分は、運輸大臣規則 2015 年第 146 号にて加筆修正)

第 8 条

- (1) (共同企業体) 及び外国投資企業の地位を有する輸送手続きサービス企業は第 6 条(3)項 a 号の意図する事務手続き条件があり、それには以下が含まれる：
 - a. 法務人権省が公式化した公証人からの企業設立証書；
 - b. 払込および拠出証明；
 - c. 納税者番号(NPWP)および税務総局からの登録証明書(SKT)；
 - d. 企業所在地証明書；
 - e. 投資調整庁からの投資基本許可を取得し、最低投資額 1000 万米ドルで、少なくともその資本金の 25%は払い込みをし、公式な払込証明書によりその全額を払い込む、または公認会計士事務所が監査していなければならない。
 - f. 商業省からの企業登録証；
 - g. 株主は法務人権省からの暫定在留許可証明；

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- h. 労働移住省からの海外労働者雇用許可；
 - i. 少なくとも航海／海洋／航空／運輸／IATA Diploma／FIATA Diploma の分野で D III、税関／港湾専門の証書を持ったロジスティックの学士(S1)を持ったインドネシア人専門家。
 - j. 当地の港湾管理者および商工会議所(KADIN)に登録されている輸送・ロジ手続きサービス分野の業界団体からの書面による推薦書／意見書があること。
- (2) 外国投資企業の地位を有する輸送手続きサービス企業は第6条(3)項b号の意図する技術的条件があり、それには以下が含まれる：
- a. オフィスを所有している、および／または掌握していること；
 - b. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運／海運／空運／鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること。
- (3) 共同企業体（ジョイントベンチャー）で外国投資企業の形をとる営業許可取得企業は政府の規定により、クアラ・ナム、スカルノ・ハッタ、ジュアンダ、ハサヌディン、イ・グスティ・ングラ・ライの各主要空港とベラワン、タンジュン・プリオク、タンジュン・ペラック、マカッサルの各主要港においてのみ輸送手続きサービス活動を行うことができる。
- (4) 共同企業体（ジョイントベンチャー）の資本所有限度は投資に関する法規に則る。
(第8条の条文の紫ハイライト部分は、運輸大臣規則 2015 年第 146 号にて加筆修正)

第五章

輸送手続きサービス営業許可の付与の仕方

第9条

- (1) 輸送手続きサービス営業許可を得るべく、企業体は輸送手続きサービスの業界団体からの意見と第6条(4)項と第7条(1)項の意図する要件たる書類を得たのち、港湾管理者および／または港湾のない州地域ではその他の輸送当局からの推薦状を添付してこの運輸大臣規則と不可分の添付例1のフォーマットを用いて州知事に申請書を提出する。

- (1 a) 第6条(4)項i号の意図する払込資金がより小さい事業体が輸送手続きサービス営業許可を取得する場合、輸送手続きサービスの業界団体からの意見と第6条(4)項と第7条(1)項の意図する要件たる書類を得たのち、港湾管理者および／または港湾のない州地域ではその他の輸送当局からの推薦状を添付してこの運輸大臣規則と不可分の添付例1aのフォーマットを用いて州知事に申請書を提出する。

(第9条第1a.項の条文は、運輸大臣規則 2015 年第 78 号にて追加)

- (2) (1)項の意図する申請書に基づき、州知事は申請書をすべて揃った形で受領してから最長 14 営業日以内に輸送手続きサービス営業許可申請書の諸条件を精査する。
- (3) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件をまだ満たしていない場合、州知事は書面により申請者がこの運輸大臣規則と不可分の添付例2のフォーマットを用いて条件を満たすよう申請書を差し戻す。

- (4) (3)項の意図する差し戻された申請書は、申請書が揃ったのちに州知事に対して再度提出することができる。
- (5) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件を満たしていた場合、州知事はこの運輸大臣規則と不可分の添付例3のフォーマットを用いて輸送手続きサービス営業許可を発行する。

第9a条

- (1) 輸送手続きサービス営業許可を得るべく、企業体は輸送手続きサービスの業界団体からの意見と第6条(4)項と第7条(1)項の意図する要件たる書類を得たのち、港湾管理者および／または港湾のない州地域ではその他の輸送当局からの推薦状を添付してこの運輸大臣規則と不可分の添付例1 aのフォーマットを用いて投資調整庁に申請書を提出する。
- (2) (1)項の意図する申請書に基づき、投資調整庁は申請書をすべて揃った形で受領してから最長14営業日以内に輸送手続きサービス営業許可申請書の諸条件を精査する。
- (3) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件をまだ満たしていない場合、投資調整庁は書面により申請者がこの運輸大臣規則と不可分の添付例2 aのフォーマットを用いて条件を満たすよう申請書を差し戻す。
- (4) (3)項の意図する差し戻された申請書は、申請書が揃ったのちに投資調整庁に対して再度提出することができる。
- (5) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件を満たしていた場合、投資調整庁はこの運輸大臣規則と不可分の添付例3 aのフォーマットを用いて輸送手続きサービス営業許可を発行する。

(第9a条の条文は、運輸大臣規則2015年第146号にて追加)

訳註) 運輸大臣規則2015年第78号(74号改正令)の第9条と運輸大臣規則2015年第146号(78号改正令)第9a条との関係について

運輸大臣規則2015年第74号の改正令となる同2015年第78号にて、第9条第1a項の条文が追加されたが、さらにその78号の改正令となる同2015年第146号では、第9条と第10条の間にほぼ同一の条文第9a条が追記されている。第9条と第9a条が並列するのかどうかは不明。また、第9条は内資企業に、第9a条は外資企業・合弁企業に適用される、との明示的な記載はない。

第10条

- (1) 港湾管理者および／または港湾のない州地域における輸送当局は、港湾からおよび港湾への貨物発送および受取の実施と港湾からおよび港湾への貨物発送および受取を実施した輸送手続きサービス企業の数について許可を付与した高官に報告し、写しを総局長に送付し、次に許可を付与した高官は輸送手続きサービス企業の実績と合計数の評価を行い、毎月定期的に結果を発表する。
- (2) 貨物の発送および受取の実績と輸送手続きサービス企業の数低下した場合、許可を付与した高官は新規の許可を出さない、または輸送手続きサービス営業許可の発行を一時的に停止する。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第六章 支店オフィス

第 11 条

- (1) 第 4 章(2)項の意図する輸送手続きサービス企業の支店オフィスの開設は、以下を検討して実施する：
 - a. 当地／当地域から受け取る、または当地／当地域へ発送する貨物が継続的に存在していること；
 - b. 当地の住民に対してできる限り就業の機会・チャンスを与えること；および
 - c. 水運、幹線道路輸送、空運、鉄道輸送、空港、海港、安全、セキュリティ、海洋環境保全の法規と当該地方の条例規定に従うこと。
- (2) 第 4 章(2)項の意図する輸送手続きサービス企業の支店オフィスの開設は、この運輸大臣規則と不可分の添付例 4 のフォーマットを用いて輸送手続きサービス営業許可証 (SIUPJPT) を付与する州知事に対し報告し、港湾管理者または港湾がない場合はその他の輸送当局、およびロジの業界団体とフォワーダーにその写しを送付しなければならない。
- (3) (2)項の意図する支店オフィス開設の報告は企業の責任者が署名し、以下の写しを添付しなければならない：
 - a. 輸送手続きサービス企業営業許可証；
 - b. 港湾管理者または港湾のない州地域の場合はその他の輸送当局からの支店オフィス開設の必要性に関する推薦書；
 - c. 権限ある機関が発行した支店オフィスの所在地証明書；
 - d. 企業の責任者が発行した支店長任命決定書；
 - e. 支店長の住民登録証(KTP)；および
 - f. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運／海運／空運／鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること。
 - g. 関連業界団体からの推薦書。
- (4) 報告書に基づき、州知事は権限に応じてこの運輸大臣規則と不可分の添付例 5 のフォーマットを用いて州内における輸送手続きサービス企業の支店オフィス開設許可の証明書を記録し発行する。

第 12 条

- (1) 州知事と港湾管理者または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局は、貨物の発送および受取活動の存在について 2 年ごとに評価を行う。
- (2) (1)項の意図する評価実施において州知事は活動がない場合にはオフィスの活動を停止させることができる。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (3) (2)項の意図する支店オフィスの活動停止は、事前に港湾管理者または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局から支店オフィスの活動について確認をとったのちに実施する。
- (4) 支店オフィス活動を閉鎖する場合、輸送手続きサービス企業本社は許可を付与した高官に報告し、その写しを港湾管理者または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局に送付しなければならない。

第七章 義務

第 13 条

営業許可を有している輸送手続きサービス企業は以下のような義務を遂行しなければならない：

- a. 営業許可に規定された規則を実施すること；
- b. 営業許可が発行されてから遅くとも 3 か月以内に継続的な運営活動を実施すること；
- c. 航海に関する法規規則およびその他の法規規則に従うこと；
- d. 許可の発行者と港湾管理者または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局に対し、この運輸大臣規則と不可分の添付例のフォーマットを用いて次月の 10 日までに貨物の発送および受取活動の月間報告書を提出すること；
- e. この運輸大臣規則と不可分の添付例 6 のフォーマットを用いて翌年の 2 月 1 日までに年次報告書を許可の発行者に提出し、その写しを港湾管理者または州地域に港湾がない場合にはその他の輸送当局に送付すること；
- f. 企業の営業許可におけるデータに変更がある場合、書面により許可発行者に対して報告し訂正すること；および
- g. 輸送手続きサービス企業の支店オフィスを開設する場合、この運輸大臣規則と不可分の添付例 7 のフォーマットを用いて許可を付与した高官に対して報告すること。

第 14 条

輸送手続きサービス企業は荷主の身元を正しく把握し、当該身元の不正確さについて責任を負わなければならない。

第 15 条

必要があると思われる場合、運輸大臣は当該企業に対し報告書の提出を求めることができる。

第 16 条

州知事はすでに発行した輸送手続きサービスの営業許可について大臣に対して 6 か月ごとに報告をしなければならない。

第八章 輸送手続きサービスの手配料金

第 17 条

発送人から、および受取人までの輸送手続きサービスの手配料金額は大臣の決定した料金算出の指針を用いて種類、構成、料金カテゴリーに基づいてサービス提供者とサービス利用者の間における合意によって決定される。

第九章 責任

第 18 条

責任リスクを低減させ損害を被った側に保証をするため、輸送手続きサービス企業は貨物に保険をかけるおよび／または責任保険（賠償責任保険）をかけなければならない。

第十章 行政処分

第 19 条

- (1) 輸送手続きサービス営業許可を取得している輸送手続きサービス企業は第 13 条に規定する義務を怠った場合、行政処分が科せられる。
- (2) (1)項の意図する行政処分とは以下のとおりである：
 - a. 書面による警告；
 - b. 許可の凍結；および／または
 - c. 許可の取り消し。
- (3) (2)項の意図する行政処分は権限に従い投資調整庁大臣と州知事が科すものである。

(第 19 条の条文は、運輸大臣規則 2015 年第 146 号にて修正)

第 20 条

- (1) 第 19 条(2)項 a 号の意図する書面による警告の行政処分は、この運輸大臣規則と不可分の添付例 8 a、例 9 a および例 10 a のフォーマットを用いて 30 日間の間隔をおいて 3 回にわたって科すことができる。
- (2) 3 回目の書面による警告期間が過ぎても許可保有者が義務を遂行しない場合、許可凍結の行政処分が科せられる。
- (3) (2)項の意図する許可の凍結はこの運輸大臣規則と不可分の添付例 11 a のフォーマットを用いて 30 日間にわたって科せられる。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(4) (3)項の意図する許可凍結の期間が過ぎても許可保有者が義務を遂行しない場合、この運輸大臣規則と不可分の添付例 12 a のフォーマットを用いて許可を取り消す。

(第 20 条の条文は、運輸大臣規則 2015 年第 146 号にて修正)

第 21 条

輸送手続きサービス企業の営業許可は以下の場合、警告や許可の凍結を経ずして取り消すことができる：

- a. 権限ある機関の決定に基づき、国の治安を脅かす活動を行った場合；
- b. 権限ある機関の決定に基づき、自ら解散または破産をした場合；
- c. 不正に営業許可を取得した場合；
- d. 6 か月の間継続的に実際の事業活動が行われなかった場合；および
- e. 主要な業務から外れた事業活動を行った場合。

第十一章

輸送手続きサービス事業の情報システム

第 22 条

- (1) 国の政策の方向性を定め船舶からおよび船舶への輸送手続きサービス事業を発展させるため、総局と許可を付与する高官は発送人から受取人への輸送手続きサービス事業の情報システムを実施する。
- (2) (1)項の意図する輸送手続き活動の情報システムを実施するため、各輸送手続きサービス企業は以下のようにリアルタイムによるデータ報告を提出することが義務づけられる：
 - a. 発送人から受取人への貨物の発送および受取活動を実施する国内輸送手続きサービス企業は当地の港湾管理者に対して企業データ、所有している事業機器と人材のポテンシャルに関するデータ、第 13 条 e 号および f 号の意図する月間報告書と年次報告書のデータ報告書を提出する義務を負う；および
 - b. 当地の港湾管理者は第 13 条 g 項の意図する発送人から受取人への発送または受取活動を実施する各企業の年間活動の総括に関するデータ報告書を総局長に提出する義務を負う。

第 23 条

- (1) 輸送手続きサービスの情報システムは以下の活動により実施される：
 - a. データ収集；
 - b. データ加工；
 - c. データ分析；
 - d. データの提示；
 - e. データと情報の拡散；および
 - f. データと情報の保存。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (2) (1)項 b 号および c 号の意図するデータ加工と分析は以下を通じて実施される：
- a. 確認；
 - b. 在庫目録；
 - c. 調査；
 - d. 評価；
 - e. 結論；および
 - f. 記録。
- (3) (1)項 d 号の意図するデータの提示はデータと情報の形で行われる。
- (4) (1)項 e 号の意図するデータと情報の拡散は以下を通じて行われる：
- a. 紙媒体のメディア；および／または
 - b. 電子媒体のメディア。
- (5) (1)項 f 号の意図するデータと情報の保存はマニュアルおよび電子的に実施することができる。

第十二章 その他の規定

第 24 条

総局長はこの大臣規則の実施について指導と監督を行う。

第十三章 移行規定

第 25 条

すでに事業活動を行っている輸送手続きサービス企業は、この大臣規則が規定された日付から遅くとも 3 年以内に許可をこの大臣規則に沿うように調整しなければならない。

第十四章 終則

第 26 条

この大臣規則発効をもって運輸大臣決定 1989 年第 KM10 号へと改正された輸送手続きサービスに関する運輸大臣決定 1988 年第 KM10 号は取り消され、無効となることを明言する。

第 27 条

この運輸大臣規則は立法化された日付より発効する。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

全ての人々が認識すべく、この運輸大臣規則の立法化をインドネシア共和国官報に記載することを命じる。

2015年4月9日
ジャカルタにて制定

インドネシア共和国運輸大臣

[署名]

イグナシウス・ジョナン

2015年4月16日
ジャカルタにて立法化される

インドネシア共和国法務人権大臣

[署名]

ヤソンナ H.ラオリ

インドネシア共和国官報 2015 年第 555 号

写しは原本のとおりである
法務・国際協力局長

スリ・レスタリ・ラハユ

第 1 級指導員 (IV/b)

公務員番号：19620620 198903 2 001

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。